

ありがとう

社会福祉のために

- 一、金一万円 ぎふしん愛の募金 様
- 一、金五千円 某 様

公用車の公売

公用車を次の通り売却しますので、希望する方は説明会に参加してください。ただし、被後见人、破産者などの方は除きます。なお、説明会に出席されない方は、入札に参加できませんので、必ず出席してください。



- ▼物件
- 普通貨物自動車
- ・平成19年式 いすゞダンプ
- 5, 190cc、MT車
- ・乗車定員3人
- 約1万1,000キロメートル走行

(5月末現在)

- ・車検満了日 平成29年9月29日
- ▼入札説明会の日時・場所
- 6月13日(火) 午前10時
- 江南丹羽環境管理組合会議室
- ▼入札の日時・場所
- 6月27日(火) 午前10時
- 江南丹羽環境管理組合会議室
- ▼問い合わせ
- 江南丹羽環境管理組合 業務課

☎(95) 3200

平成28年度

江南丹羽環境管理組合 「情報公開制度」実施状況

江南丹羽環境管理組合(以下「組合」という)では、平成13年4月から「情報公開制度」を実施しています。この制度は、組合情報を広く公開することにより、住民の皆さんと組合との間の情報の流れを豊かにして、より公正で開かれた組合行政を皆さんとともに進めるものです。

平成28年度の情報公開制度の実施状況については、次の表のとおりです。

| 実施機関 | 全部開示 | 部分開示 | 不開示 | 合計 |
|------|------|------|-----|----|
| 管理者 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 議会 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 |

◎ 開示等についての不服申立は、ありませんでした。

※ 全部開示……請求があった公文書のすべてを開示すること

※ 部分開示……請求があった公文書のうち、個人情報等開示することができない部分を除き開示すること

※ 不開示……請求があった公文書を開示しないこと

▼問い合わせ

江南丹羽環境管理組合 庶務課
☎(95) 3200

犬山警察署からのお知らせ

110番

「安心」して喜らせる「安全」な扶桑町の確立



扶桑町内の4月中の犯罪発生総数は、7件(昨年同月13件)です。
自転車盗被害が扶桑東学区で2件発生しました。

不法就労・不法滞在防止にご協力を!

○不法就労外国人を雇用しないために

不法残留等の不法滞在者に対して不法就労を斡旋するブローカーや就労が認められていない外国人を雇用する事業主は後を絶ちません。

また、これらブローカーや事業主の中には、いわゆるピンハネをして不法な利益を得ている者や、過酷な労働条件の下で働かせている者も多く、外国人労働者の保護の観点からも問題になっています。

警察では、このようなブローカーや悪質な事業主の取締りを強化しています。

～事業主のみなさんへお願い～

◆外国人を雇用する場合は、適法に働くことができる外国人であるかどうかについて、旅券、在留カード、就労資格証明書(希望する外国人に交付される。)等のコピーではなく実物で在留資格、在留期間を確認してください。

◆留学生等については資格外活動の許可の有無、また、許可された活動内容も確認してください。

◆在留カードには、就労制限の有無や資格外活動許可に関して明記されていることから、雇用する際はこれらの欄も確認してください。在留カードの導入により就労できるかどうかの判別が容易になるとともに、外国人を雇用する際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードの未確認などの過失があれば処罰の対象となります。

以上の点に留意し、就労が認められていない外国人を決して雇わないようにしてください。

不明な点がある場合は、犬山警察署又は入国管理局に問い合わせ確認してください。